

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

神奈川県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

1,040円

28円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ
神奈川県労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roundoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の
引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、
支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

業務改善
助成金の
動画も
あります。



■ 支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引き上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備を導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3



労働局に
事業実施結果
を報告



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援センター](#)

[検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#)

[働き方改革推進支援資金](#)

[検索](#)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。



最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額 (時間額) と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給 (円) $\div$ 最低賃金額 (時給) (円) =

2 日給の場合

日給 (円) $\div$ 1日の平均所定労働時間 (時間) = 時間額 (円) $\div$ 最低賃金額 (時給) (円) =

3 月給の場合

月給 (円) $\div$ 1か月の平均所定労働時間 (時間) = 時間額 (円) $\div$ 最低賃金額 (時給) (円) =

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

● 基本給(日給) → 2の計算で時間額を出す
● 各手当(月給) → 3の計算で時間額を出す
● ●と●を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、168,000円-8,000円=160,000円

この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、160,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,000円>850円であり、最低賃金額以上となっています。

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、5,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=625円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①と②を合計すると、625円+150円=775円<850円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(月給) 135,000円
職務手当(月給) 25,000円
通勤手当(月給) 8,000円
合計 168,000円
1か月の平均所定労働時間 160時間
●●県 最低賃金額 850円

基本給(日給) 100,000円
(=5,000円×20日)
職務手当(月給) 24,000円
通勤手当(月給) 8,000円
合計 132,000円
1日の所定労働時間 8時間
1か月の平均所定労働時間 160時間
▲▲県 最低賃金額 850円

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(給付手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(日当など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外労働賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日労働賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(夜間労働賃金など) ⑥慣習労働賃金、通勤手当および寮費手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合制の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和2年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	889 (861)	28	令和3年 10月1日	滋 賀	896 (868)	28	令和3年 10月1日
青 森	822 (793)	29	令和3年 10月6日	京 都	937 (909)	28	令和3年 10月1日
岩 手	821 (793)	28	令和3年 10月2日	大 阪	992 (964)	28	令和3年 10月1日
宮 城	853 (825)	28	令和3年 10月1日	兵 庫	928 (900)	28	令和3年 10月1日
秋 田	822 (792)	30	令和3年 10月1日	奈 良	866 (838)	28	令和3年 10月1日
山 形	822 (793)	29	令和3年 10月2日	和歌山	859 (831)	28	令和3年 10月1日
福 島	828 (800)	28	令和3年 10月1日	鳥 取	821 (792)	29	令和3年 10月6日
茨 城	879 (851)	28	令和3年 10月1日	島 根	824 (792)	32	令和3年 10月2日
栃 木	882 (854)	28	令和3年 10月1日	岡 山	862 (834)	28	令和3年 10月2日
群 馬	865 (837)	28	令和3年 10月2日	広 島	899 (871)	28	令和3年 10月1日
埼 玉	956 (928)	28	令和3年 10月1日	山 口	857 (829)	28	令和3年 10月1日
千 葉	953 (925)	28	令和3年 10月1日	徳 島	824 (796)	28	令和3年 10月1日
東 京	1,041 (1,013)	28	令和3年 10月1日	香 川	848 (820)	28	令和3年 10月1日
神奈川	1,040 (1,012)	28	令和3年 10月1日	愛 媛	821 (793)	28	令和3年 10月1日
新 潟	859 (831)	28	令和3年 10月1日	高 知	820 (792)	28	令和3年 10月2日
富 山	877 (849)	28	令和3年 10月1日	福 岡	870 (842)	28	令和3年 10月1日
石 川	861 (833)	28	令和3年 10月7日	佐 賀	821 (792)	29	令和3年 10月6日
福 井	858 (830)	28	令和3年 10月1日	長 崎	821 (793)	28	令和3年 10月2日
山 梨	866 (838)	28	令和3年 10月1日	熊 本	821 (793)	28	令和3年 10月1日
長 野	877 (849)	28	令和3年 10月1日	大 分	822 (792)	30	令和3年 10月6日
岐 阜	880 (852)	28	令和3年 10月1日	宮 崎	821 (793)	28	令和3年 10月6日
静 岡	913 (885)	28	令和3年 10月2日	鹿児島	821 (793)	28	令和3年 10月2日
愛 知	955 (927)	28	令和3年 10月1日	沖 縄	820 (792)	28	令和3年 10月8日
三 重	902 (874)	28	令和3年 10月1日	全国加重平均額	930 (902)	28	

雇用上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitoichingin.info/>
WEBで確認 最低賃金制度 検索

みんなチェック!
最低賃金。
自分の最低賃金を、
ちゃんと知ることが大事だよ。

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

働くすべての人と雇う人のためのルールです。

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を
支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金



内 容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの
雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金[※]

特定地域内の特定産業について
定められています。

例えば、



北海道なら
乳製品
製造業



愛媛県なら
各種商品
小売業



愛知県なら
自動車（軽車）
小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内 容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を
定めることが必要と認める産業について設定されています。適用
される産業は都道府県によって異なり、令和3年9月1日現在、
全国で227の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。

（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の
人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない
労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は

[※]地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の動向も
あります。

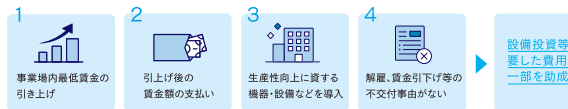
「業務改善助成金」は、生産性を向上させ

「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る

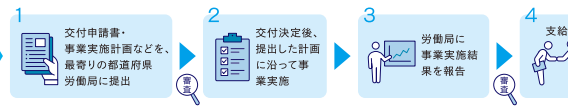
中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、

支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。詳しくは、[こちら](#)

■支給の要件



助成金 支給までの 流れ



■助成額の一覧

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円 以上	1人	20万円	以下の2つの条件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の 差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	事業場内最低賃金 900円未満 4/5
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円 以上	1人	30万円		生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円 以上	1人	45万円		事業場内最低賃金 900円以上 3/4
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円 以上	1人	60万円		生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円 以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上乗額区分は、以下いずれかに該当する事業場の対象となります。

①資金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場 ②生産性要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業場
(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の実績管理から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成後の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、適用が実施されます。

相談 窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、
お気軽にお問い合わせ下さい。

受付時間 平日8:30～17:15
03-6388-6155

専門家による無料相談を実施しています。

詳しくは、[こちら](#)



業務改善事例①

テーブルオーダーシステムの導入による
注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要／所在地：福岡県
従業員数：9人
事業：飲食業

課題 オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。 対応 注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えた。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入した。

代表者の悩み ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい。



実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、**テーブルオーダーシステムの導入**で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。 成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、**8人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた**。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索。

業務改善事例②

スチームコンベクションオーブンの導入による
生産量の増と調理工程の簡素化

企業概要／所在地：宮城県
従業員数：6人
事業：仕出業

課題 調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。 対応 熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えた。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えた。そこで助成金を活用してスチームコンベクションオーブンを導入した。

代表者の悩み 今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい。



実施内容 **スチームコンベクションオーブンの導入**により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロスも減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることがなく、空いた時間で他の作業もできるようになった。 成果 生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、**6人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた**。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加。

働き方改革 推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、[こちら](#)